

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和6年1月29日

議 長（高橋拓生君）

ただいまから、令和6年平泉町議会定例会1月第2回会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名です。猪岡須夫議員から欠席届が出ております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開き願います。

本定例会1月第2回会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開き願います。

定例会1月第2回会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程を進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程を進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、三枚山光裕議員及び7番、真篁光幸議員を指名いたします。

---

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会1月第2回会議の会議期間は、本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定いたしました。

---

議 長 (高橋拓生君)

日程第3、議案第1号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、補正予算案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

議案第1号、令和5年度平泉町一般会計補正予算(第3号)でございます。

(「9号です」の声あり)

町 長 (青木幸保君)

9号でございます。

令和5年度平泉町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,465万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,094万1,000円としようとするものでございます。

以上、提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 (高橋拓生君)

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長 (岩淵嘉之)

議案書3ページをお開き願います。

議案第1号、令和5年度平泉町一般会計補正予算（第9号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書4ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明させていただきますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金3,259万円、これは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金206万1,000円、これは財政調整基金繰入金でございます。

歳入合計補正額3,465万1,000円でございます。

次に、5ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費5万円、これは令和6年能登半島地震に係る災害義援金についての岩手県町村会負担金でございます。

3款民生費、1項社会福祉費3,460万1,000円、これには物価高騰対応低所得者支援給付金3,025万円、相談支援事業消費税補償金201万1,000円が含まれております。

歳出合計補正額3,465万1,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、大友仁子議員。

1番（大友仁子君）

8ページの21節の補償補填及び賠償金201万1,000円、相談支援事業消費税補償金なのですが、これ、平成30年から令和4年までの5年間の7事業所に消費税を払っていなかったということの補正であります。平成30年以前のものでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

議案書8ページの21節補償補填及び賠償金の201万1,000円ですが、相談支援事業消費税補償金になりますが、こちら、平成24年度から障害者総合支援法に変わって、相談支援体制を強化するというので、法改正がありました。その中で、本町としても各障がい者の事業所に委託をして相談事業を行ってまいりました。消費税が課税されるというところを誤って認識していたということで、税務署にもご相談いたしまして、最高で遡れるのが5年間ということで伺っていただきましたので、平成30年度から令和4年度分の5か年につきまして、今回、予算計上させていただきました。それ以前につきましては、時効といいますか、過去5年間というところでの税務署か

らのお話で、今回はその分でのお支払いということになります。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

同じく8ページの今の21節の補償補填及び賠償金ということでございますが、5年間、平成30年からの5年間ということなのですけれども、原因として、これは平成24年に改正になっていたところを市町村の、自治体のほうでは認識をしていた、課税対象になるということを知っていたということですが、今、そういうふうに、課税になるということは認識していたということでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

このたびの障害者相談支援事業につきましては、先ほども申し上げましたが、平成24年の社会福祉法改正、障害者総合支援法に改正されまして、以前につきましては、社会福祉法上、相談支援等については、少しずつというか、相談を受けながらはやってきていたところではあるのですが、社会福祉事業に関しましては非課税だというふうに、私ども、そして事業所も認識していたところでありました。この法改正によりまして相談支援事業が課税であるというような認識のところまでは至らなかった。ですので、町としても、相談支援事業については非課税だというふうに認識しておりました。そして、相談支援事業所と委託契約をしながら、地域の障がい者の方々の相談を受けていただいていたということになります。

ですので、このたび令和5年10月4日付でこども家庭庁及び厚生労働省のほうから通知がありまして、それをもって市町村が行う障害者相談支援事業については課税対象であったということが判明しましたというか、今までの非課税であったというところの認識が誤っていたというところでした。

税務署とかあとは事業所などにも説明申し上げながら、今回、今まで、5年間にはなりますけれども、消費税相当分を各事業所のほうにお支払いするという結果になったところでありました。

議長（高橋拓生君）

11番、升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

その原因ということなのですけれども、やはり国のほうの説明不足と捉えている自治体もあるようですけれども、各自治体がそういったところをきちんと把握していなかったということもあるかと思っておりますので、ここの部分の補正の今回の対応について、きちんと説明をするということによろしいのでしょうか。町民に向けてもきちんと説明をするということによろしいのでしょうか。誤認ということで、町当局が誤認をしていたということだと思いますので、その辺の原因といいますか、そういった今後の対応について、きちんと町民にも説明するということがよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回のこの消費税部分の認識が誤っていたというところにつきましては、事業所には1件1件回しまして、説明をさせていただきながら、その対応につきましても説明をしておりました。

この内容につきましては、ホームページ等を活用しながら、公表といたしますか、皆様にお示しをしたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

コロナのときから国の様々な支援事業が行われ、そして、昨年から今年にかけては物価高騰対策支援が行われているわけですが、気になるのは、その都度その都度システム改修委託料というのが100万円単位で出てきているわけなのです。これ積み上げてみると、かなり大きな金額になっているのです。したがって、現在のシステム改修委託料というのがどういうシステムに対して行われているのかということと、あるいは、恒久的な支援事業ではないわけですね。いわゆる過渡、一時的な支援事業であるだけに、これは全く素人の単純な考えなのですが、特定のPCなら特定のPCにいわゆるその都度その都度の支援対策事業に対応できるシステムを組み入れていくことによって、町の業務全体に関わるシステムの改修とはまた別に管理できるのではないかと、こんなふうにも素人的な考えで思うのでございますが、何とかこの、無用など言ったらおかしいな、不要なシステム改修委託料を少しでも削減し、別の方向に振り向けることができるような対応というのはできないものでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

おっしゃるとおり、国のこういった交付金事業のたびに、対象者を抽出するために、今のいわゆる住基システムにおいて、住基システムを委託している業者に対して、システム改修と。対象者がまたずっと同じではないし、年度ごとによって同じ方であっても期間とかそういった部分が変わる部分があるので、このようなシステム改修をさせていただいているところでありますが、確かに費用も、今回も対象者が違うことによってシステム改修を2度、2回分の計上をさせていただいております。

そういった部分を何とか経費節減のためにも、今の住基システム以外の部分でそういったシステムを構築できればいいのですが、なかなかそこにはまだ、研究もしておりませんので、至っていないということなので、他市町村の動向や、どういうふうな方法でやっているかも参考にしながら、対応、研究はしていきたいというふうに考えております。今回の費用につきましても、10万円の給付と5万円の給付とありますが、業者とも、2度改修するのではなくて1度で改修できないかどうかも含めて、予算の節減に努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

8 ページの、今、2 人の議員から質問があった相談支援事業の関係であります。

ちょっと風邪で、聞きにくかったり、質問の内容が分からなかったら聞き直していただければと思います。

まずは、前段の2人の議員から質問ありましたが、全国にたくさんの自治体があるわけですけれども、こういったいわゆる誤った対応をしたところというのはどのぐらいあるものか、承知でしたら紹介願います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

誤って認識していたというところの数につきましては、申し訳ございません、把握はしておらないところでありました。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

全国に結構あるというような話は見ましたが、それでは、そうすると、平成30年以降の分の今日の提案となっているわけですけれども、結局これは、委託先の福祉関係の事業者が税金申告するわけですね。そうすると、この間も、この5年間も、あるいはそれ以前、平成24年ですか、平成18年かに法改正になって、こういう相談事業というのはあったと思うのですが、そうすると、当町が平成24年から始めて、その間の去年あたりまでの消費税分の負担というのは、委託先の事業者がしてきたということなるわけですか、伺います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

市町村が委託して行っております障害者相談支援事業の委託料の申告等につきましては、各法人、それから事業所のほうでの申告ということになるかと思えます。町といたしましては、その申告の状況までは分からないところでありましたので、それぞれの事業所さんでの対応をしていただいていたのではないかというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

6 番、三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

業界というか、いろいろ福祉関係のこういった事業の関係での納税、申告の、この消費税の扱いなんかもいろいろちゃんとしっかり出ていて、多分払っていたのだと思うのですよ。

いずれそういうこともあって、仮にそうだとすれば、やっぱりそうになると、この間説明をして

納得してもらったのかなと思うのですが、その辺はどういうふうになっているのか。払う必要がないという話もあるのですが。そもそも消費税が1989年に導入されて、当初は医療とそれから福祉と教育は非課税だったのですね、消費税は。それが途中から課税対象になった。特にその中でも、混同するわけですけども、今回の問題になっている相談の関係がそうなったということで多分、間違っちゃったと思うのですが、その辺はどうですか、消費税負担の、事業者のところは。

(「暫時休憩」の声あり)

議長(高橋拓生君)

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

---

議長(高橋拓生君)

再開いたします。

穂積保健センター所長。

保健センター所長(穂積千恵子君)

今回の相談支援事業に係る消費税分につきましては、今回の通知で、町も事業所のほうでも非課税というふうに思っていたところでありますので、お互いに認識が誤っていたところだというふうに、事業所とは説明をしながらお互いに認識を改めてきたところであります。その相談支援事業に係る委託料の消費税分については、事業所としてもその分については払ってはいません。今回の通知でもって、非課税と思っていた内容につきまして、委託料の消費税分が課税になるというところでお互いに認識を確認いたしまして、事業所さんのほうにはお支払いするというところで説明をしてきたところでございます。

議長(高橋拓生君)

6番、三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

今度、事業者のほうは修正申告とかとなってくるのだと思うのですが、では、今回の補正のほかに、今後修正申告して延滞等が出た場合は、改めて提案されるということよろしいのですか。

議長(高橋拓生君)

穂積保健センター所長。

保健センター所長(穂積千恵子君)

今回のこの消費税分につきましては、法人事業所で修正申告されることになると思います。その際に、今後想定される延滞税とかにつきましては、その都度、保健センターとしても対応をしていきたいというふうに思います。予算として計上していくのか、そのほかの方法で対応してい

くのかというところは、まだ具体なところまでは決めておりませんでしたので、今後適切に対応はしていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

6番、三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

最後に、さっき少し申し上げましたが、消費税が始まったときは非課税だった。それで、1991年の当時は厚生省ですか、その告示の中で、いわゆる今回のような委託する場合、2分の1だったかな、国なり自治体が負担する分は非課税だよと改めて通達が出てるのです。それで、その後、今回のような相談事業というのが後から出てきたということで、いろいろやっぱり混乱があったようで、去年の衆議院でこの関係で議論になって、いわゆる税務署の中で職員によって課税したり課税しなかったりと、そういうことがあったということで議論されたのです。それで、改めて、そんなことも受けて今度の厚労省の関係で文書が出たのかなと思うのです。

そこで、いずれ全国的にも、別に平泉だけではない。そういった消費税の課税・非課税、変わってくる問題があったらうし、それから福祉の制度も変わってきたということだとすれば、やっぱり福祉という事柄上、新たな事業などが課税対象になったりするわけです。こういったところを非課税対象にしてくれというところで、町単独ということにはならないのしょうけれども、町村会とかいろんな機会でも国に、広がった福祉のいろんなサービスが課税対象にならないように求めていくということが大事ではないかというふうに思いますが、そういった点でどうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

今回の相談支援事業に係る消費税の関係につきましては、誤って認識していた市町村、自治体もほかにもあると思います。そういう中で、国のほうでの法改正が何度か繰り返し行われてきた中で、国の周知不足であったり、町としても確認が不十分だったというところもあると思います。ですので、このような法改正などある際には、関係法令なども確認しながら対応していくことが必要かと考えております。

また、福祉というような大きなくくりの中で委託して実施する相談支援事業などにつきましても、近隣市町村、そして県内、全国の状況なども確認をしながら、考えていきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

議 長 (高橋拓生君)

これで本日の日程は全て終了いたしました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和6年平泉町議会定例会1月第2回会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時31分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 三 枚 山 光 裕

同 真 籠 光 幸